

議案第十四号

港区立運動場条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十二年二月二十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立運動場条例の一部を改正する条例

港区立運動場条例（昭和四十六年港区条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第一項中「三月三十一日」を「二月末日」に改める。

第五条中「（」の下に「港区立芝給水所公園運動場及び」を加える。

別表第二中

少年野球場
少年サッカー場 （フットサル場）

を

少年野球場 （多目的運動場）
少年サッカー場、 （フットサル場、 多目的運動場）

に改め、同表備考一中「の少

年野球場」の下に「（多目的運動場）」を、「（フットサル場）」の下に「、多目的運動場」を

加え、同表備考四中「少年野球場」の下に「(多目的運動場)」を、「フットサル場」の下に「多目的運動場」を加え、同表備考五中「少年野球場」の下に「(多目的運動場)」を、「フットサル場」の下に「多目的運動場」を、「合わせてサッカー場」の下に「(多目的運動場)」を加える。

付 則

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第五条及び別表第二の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の港区立運動場条例別表第二の規定は、平成二十二年四月一日以後の使用分について適用し、同年三月三十一日以前の使用分については、なお従前の例による。

(説明)

麻布運動場の野球場の休場日を短縮し、芝給水所公園運動場を照明料を減免することができ、運動場に追加するとともに、芝浦南ふ頭公園運動広場の種別を改正するため、本案を提出いたします。